

広島県教育委員会規則第一号

広島県教育職員免許状再授与審査会規則を次のように定める。

令和七年二月六日

広島県教育委員会

教育長 篠 田 智 志

広島県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この教育委員会規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、広島県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者とする。

(会議)

第三条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 審査会の議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。
(守秘義務)

第四条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第五条 審査会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この教育委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。